

鳥害対策事業（市事業）について

■対象者

- ・市内の2戸以上の農業者で組織する団体

※申請は年度内に1回限りです

※過年度に本補助金の交付を受けたことがある場合は対象外です

※ヤミ小作のほ場については対象外です

■補助率

- ・対象経費の3分の1以内（補助額上限20万円）

■対象経費

①防鳥カイト及び吹き流し資材

②べた掛け資材

③テグス張り資材

■申請に必要なもの

- ・見積書
- ・代表者の印鑑
- ・代表者の通帳の写し

※申請時に設置するほ場の聞き取りを行います（地番など）

※実績報告の際に納品書と資材設置後の写真が必要です

事業の流れ

9月末頃

①要望調査



②見積書の準備・・・申請書に添付する必要があるため



③申請書等提出・・・農林課で申請書等を準備していますので
「申請に必要なもの」を持参ください



④決定通知書の送付



⑤資材の購入・・・決定通知日以降に資材の購入をお願いします



⑥設置の確認・・・代表者は設置ほ場の写真を撮影し、提出ください
※設置時期が遅くなる場合は、納品写真を提出し、
設置完了後改めて設置写真を提出ください



3月末まで

⑦補助金支出・・・設置（納品）の確認が済み次第、補助金を支出します

交付決定日以降に資材を購入してください

設置後は設置ほ場の写真の提出をおねがいします